



## 公開研究会「集団的自衛権の違憲性」に参加して

1月31日に伊藤塾東京校で開かれた研究会で、川口創さん（弁護士）による「集団的自衛権行使の法制化に抗（あらが）う」についての講演を聴きました。

川口さんは、全国の3200余の市民が起こした「自衛隊のイラク派兵差止訴訟（2004年）」の弁護団事務局長を務めました。この訴訟で、航空自衛隊が米軍などを戦闘地域のバクダットへ輸送した行為は、他国による武力行使と一体化した行動であって、憲法9条1項に違反するとの画期的な判決を2008年に名古屋高裁が下しました。



川口さんはこの裁判を通し「私は強いられたくない。加害者としての立場を」を信条として貫いたと語り、集団的自衛権の行使については、「私たちが戦争に巻き込まれるという被害者意識でなく、私たちが戦争の加害者になるという恐ろしさを意識すべきであると」強調しました。

イラク戦争での加害の実態を伝えるため、法廷で裁判証拠として提出されたDVD「イラク戦争からの告発（西谷文和さん撮影）」を上映しました。

イラクのバスラ、バクダット、ファルージャ等の都市で、空爆やテロリストの掃討作戦で犠牲になった人々や市街地が映し出されました。特に子どものすがたは痛ましく悲惨でした。米軍などによって大量の劣化ウラン弾が使われ、被弾した劣化ウランからの放射線が急増したこと、白血病で亡くなる子どもが病院で年間5000人に及んでいること、さらに放射線による影響が新生児にも及んでいることなども伝えていました。米国は劣化ウラン弾の影響を認めず、保障にも応じないと訴えもありました。

この映像は、安倍政権が集団的自衛権の法制化に踏み込み、日本が米国とともに戦争をする姿を想像させるものでした。日本人が加害者として、多くの人々の命や権利を奪う姿です。

集団的自衛権の法制化は、憲法が謳う「世界の国民が平和のうちに生存する権利」を根底から覆します。また、これは「イラク派兵差止訴訟」が示した判例に照らし、憲法9条に違反することは明らかです。

集団的自衛権の法制化には決して踏み込んではいけません、と確信しました。

川口さんは、集団的自衛権の法制化は日本の国益を損なうもので、保守と革新、護憲派と改憲派の垣根を越え、国家の主権者として阻まなければならないと呼びかけました。最後に、5月に政府が国会提出を狙う集団的自衛権の法制化案を、廃案に追い込もうと全員で確認しました。

（代田2丁目 坂本 功）

## 代田・九条の会 主催の行事予定

3月14日（土） 午後2時～3時

駅頭宣伝 下北沢駅の周辺で

ビラの配布

署名集め 集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める  
九条改憲をさせないため、大勢で楽しくやりましょう

~~4月10日（金） 午前10時半～~~

~~世田谷の戦跡めぐり 三宿「彰古館」の見学~~

都合により中止します。

申し訳ありません。



# 第4回九条美術展を観る

一月十五日東京都美術館で開かれていた表記美術展を見に行った。  
今回は、最多の二百四十五の個人とグループが出演されており、東京新聞の十四日付夕刊にも紹介されていた。

集団的自衛権行使容認の閣議決定や秘密保護法の施行など改憲への動きが加速する中で、9条の危機を敏感に表した作品が多いのが目を引いた。私は残念ながら参加できなかったが、十三日には『戦争の時代の絵画』を読む一九三〇年から一九五〇年を中心に「のテーマで小沢節子さん（文学博士・早稲田大学）の講演が行われ、戦争へと向かう時代の危機感、戦場・銃後の体験がどのような表現されたのか話されたとのことです。

この会は、二〇〇五年「九条の会」に賛同する窪島誠一郎、野見山暁治、故佐藤忠良さんら九人の呼びかけで発足し今年で十周年になり隔年で開催されている。設立時のアピール文には「かつて美術家は侵略戦争で表現の自由を奪われ、戦争に加担させられた苦しい歴史をもつ」「憲法九条を守る一点で『戦争する国』に逆戻りさせない運動を広げたい」と。  
(代田五丁目 小澤 清子)

第4回  
**九条美術展**  
守ろう 生かそう 憲法九条

憲法九条と平和への願いを込めて  
九条美術展を成功させましょう

2015/1・11(日) - 17(土) 9:30 - 17:30 東京都美術館

## 集会等の紹介

3月8日(日) 午後1時～

0308 NO NUKES DAY 原発ゼロ★大統一行動

～福島を忘れるな！再稼働を許すな！～

13:00～ 大集会

\*場所：日比谷野外音楽堂

14:00～ 巨大請願デモ/国会大包围

\*日比谷公園出発で「請願デモ」と「国会包围」を同時に

主催：首都圏反原発連合/さようなら原発 1000 万人アクション/原発をなくす全国連絡会

15:30～17:00 国会前大集会

主催：首都圏反原発連合

3月15日(日) 午後1時～5時

九条の会 全国討論集会

・呼びかけ人あいさつ

・事務局からの報告

・情勢のとらえ方や取り組みについて各九条の会の意見交換

会場 専修大学神田校舎301教室(東京都千代田区)

3月21日(土) 午後1時20分～5時

九条科学者の会 発足10周年のつどい

「安倍改憲の本格化と科学者の役割」

参加費：500円

講演Ⅰ：「安倍政権の改憲暴走と九条運動の課題・展望」

講師：小森陽一氏(東京大学大学院教授・「九条の会」事務局長)

講演Ⅱ：「戦後70年—『戦後社会』日本の岐路」

講師：広渡清吾氏(専修大学教授・日本学術会議元会長)

場所：文京区民センター2A(東京都文京区)

主催：「九条の会」のアピールを広げる科学者・研究者の会(略称)

連絡先：電話/FAX03-3811-8320 Eメール newsletter@9-jo-kagaku.jp

### 第二章 安全保障

(平和主義)

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。

2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

(国防軍)

第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

4 (略)

5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。

この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。

(領土等の保全等)

第九条の三 国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。



## 憲法九条

自民党憲法草案

現行の日本国憲法

### 第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない